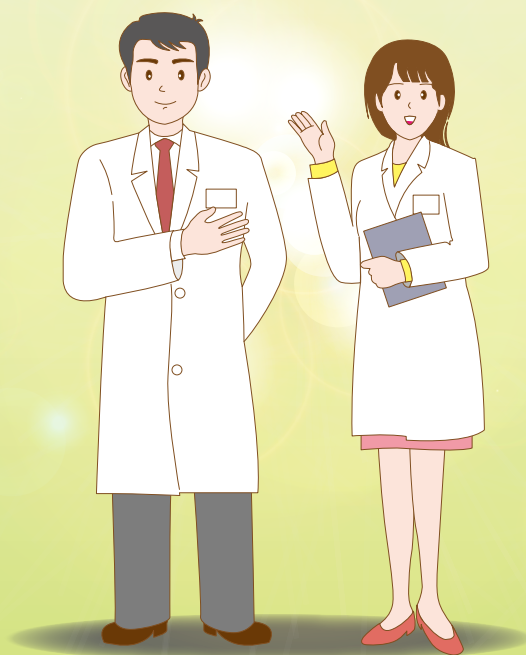
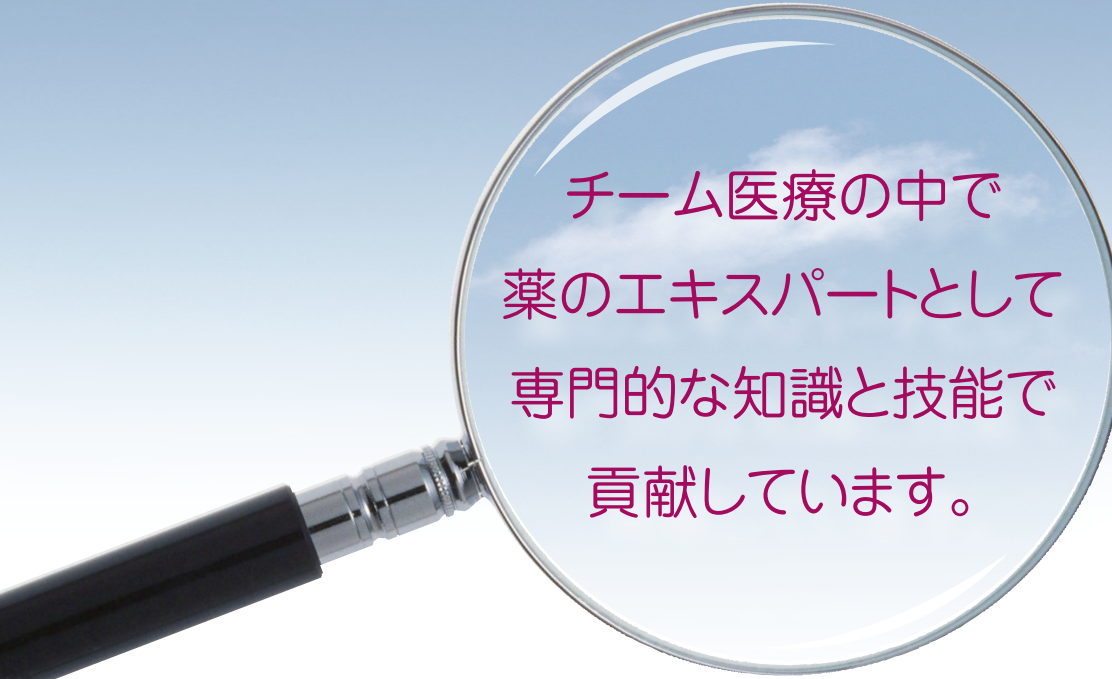


クローズアップ
認定・専門薬剤師
ー活躍する薬のエキスパートー



一般社団法人
日本病院薬剤師会

「認定・専門薬剤師」



チーム医療の中で
薬のエキスパートとして
専門的な知識と技能で
貢献しています。

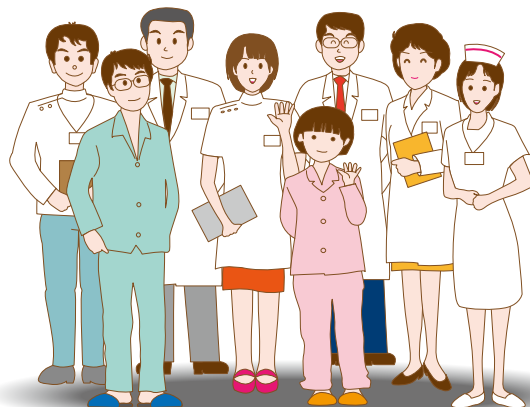
医療は、医学や薬学の進歩とともに高度で複雑化しています。

医師をはじめ医療スタッフは、患者に最善の治療を提供するために、いろいろな職種がチームを組み、連携して治療にあたっています。

この医療チームの一員として医師や看護師とともに臨床の現場に立ち、効果的な薬物治療を行うために活躍している薬剤師が増えています。

最近では、がん治療での分子標的治療薬など新たな薬剤も登場し、専門領域での最新の知識・技能が薬剤師に求められるようになってきました。

このような背景から誕生したのが「認定・専門薬剤師」です。各専門領域の医・薬学の知識、医療・薬物治療に関する高度な知識と技能を持っている薬のエキスパートです。医療の場で役立つ最新の薬学的専門情報をつねに医療スタッフに提供し、患者への治療がより効果的で安全に行えるように活躍しています。



が活躍しています。

「認定・専門薬剤師」の仕事

専門領域の治療薬や薬物療法について熟知しています。患者が安心して、安全な薬物治療を受けられるよう、最新の薬物療法や治療薬の情報を収集し、評価・活用しています。例えば、患者一人ひとりの状態をよく考えながら、これから使う薬が妥当なものかどうかを医師と協議し、副作用がひどくなることを避けたり、薬物治療に特別な工夫が必要な患者への処方の組み立て方法を支援しています。

知 識

専門領域の薬物治療の経験が豊富です。この臨床経験が次の段階の治療方針に生かされます。「ハイリスク医薬品」（安全な使用のため特別な配慮が必要な薬）の適正な使用や、病状が重くなることが懸念される患者への「薬学的管理（服薬指導・医薬品情報提供・薬物治療モニタリング等）」を積極的に実施しています。また、医療の中で患者を取り巻く環境を改善するなど、薬物治療以外の問題についても医療チームの一員として取り組んでいます。

経 験

研 究

専門薬剤師は、専門領域における最先端の薬物治療について研究を行い、その成果を学会や学術雑誌に報告しています。例えば、抗がん薬の新しい組み合わせによる治療効果や副作用の改善などについて研究を行っています。これらの研究成果は医療技術を進展させ、よりすぐれた薬物治療の開発にも貢献しています。

教育・指導

専門薬剤師は、後進の薬剤師の育成やこれから薬剤師をめざす薬学部学生への教育を積極的に行っています。さらに、専門領域をめざす薬剤師、病院内の医師や看護師等を対象にした勉強会や研修会においても教育・指導を担っています。



病院薬剤師の主な仕事

- 調 剤（処方せんを監査し、薬を調剤）
- 製 剤（市販されていない薬剤を病院で調製）
- 無菌調製（輸液、抗がん薬などを正確かつ安全に調製）
- 服薬指導（薬の飲み方や注意点などの説明・指導）
- 薬品管理（医薬品の特性を考慮した保管管理）
- 医薬品情報提供（薬の効果や副作用の情報を収集、管理、提供）
- 病棟業務（入院患者への薬学的管理・服薬指導、医薬品の情報提供・管理）
- 外来業務（外来患者への薬学的管理・服薬指導、医薬品の情報提供・管理）
- 試験研究（医薬品の安定性試験、院内製剤品質試験、医薬品の適正使用のための試験研究など）
- 薬物治療モニタリング（体内の薬の濃度を測定、適正な薬の使用量や投与方法を提案）
- 教 育（薬学生や他の医療スタッフへの教育）
- 治 験（治験薬の管理、被験者への説明）

現在、専門性が必要とされる5つの領域で活躍しています。

日本病院薬剤師会は認定・専門薬剤師を認定しています。

現在、1:がん、2:感染制御、3:精神科、4:妊婦・授乳婦、5:HIV感染症の5つの領域で認定薬剤師、専門薬剤師が認定されています。

がん
薬物療法認定薬剤師
(P6)

精神科
薬物療法認定薬剤師・
専門薬剤師
(P12)

HIV感染症
薬物療法認定薬剤師・
専門薬剤師
(P18)

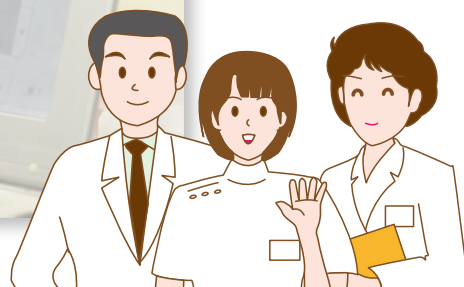
専門領域の病気を深く理解し、薬の専門知識を生かすとともに、患者を取り巻く環境などを考慮して、安全で効果的な薬物治療を推進しています。

妊娠・授乳期の薬に関する高度な知識と正確な情報収集技術で、母子への薬の影響を考え、医師と連携して母子の健康に貢献しています。

妊婦・授乳婦
薬物療法認定薬剤師・
専門薬剤師
(P15)

感染制御
認定薬剤師・
専門薬剤師
(P9)

細菌やウイルスなどの病原体の感染、消毒薬や抗菌薬に対する高度な知識を持って、患者の安全と安心できる治療環境を提供するために幅広く活動しています。



専門薬剤師・認定薬剤師とは…

第3条 専門薬剤師とは、本会専門薬剤師認定審査に合格し、特定の専門分野における薬物療法等についての十分な知識を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践するとともに、他の薬剤師に対する指導的役割を果たし、研究活動等についても行うことができる能力を有することが認められた者をいう。

第4条 認定薬剤師とは、本会認定薬剤師認定審査に合格し、特定の専門分野における薬物療法等についての十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務をしていることが認められた者をいう。

(専門薬剤師・認定薬剤師認定制度規程より抜粋)

専門薬剤師になるには？

「専門薬剤師」になるには、まず各専門領域において薬物治療の実践的な能力が必要とされ「認定薬剤師(領域別)」の認定を受けていなければなりません。

この資格は各専門領域での実務経験や実績、一定期間の研修や講習で知識と技能を高め、試験に合格することで認定されます。その上で各専門領域の研究業績が吟味されてはじめて当該領域の「専門薬剤師」と認定されます(下図参照)。また、認定を受けた後も5年毎の資格更新が必要です。

これは、医学、医療の進歩に遅れないよう知識を高める必要性があるからです。こうして認定された「専門薬剤師」は、薬剤業務に加え医療スタッフへの教育や指導も担います。

認定薬剤師(領域別)

- がん薬物療法認定薬剤師
- 感染制御認定薬剤師
- 精神科薬物療法認定薬剤師
- 妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師
- HIV感染症薬物療法認定薬剤師



専門薬剤師

- がん専門薬剤師※
- 感染制御専門薬剤師
- 精神科専門薬剤師
- 妊婦・授乳婦専門薬剤師
- HIV感染症専門薬剤師

※がん専門薬剤師制度は
平成21年11月1日より
日本医療薬学会に移管

がん領域

がん薬物療法認定薬剤師

がんの薬物治療を発展させ、支えていくために…

がん治療では手術、抗がん薬を使う治療、放射線を使う治療を組み合わせ、がん細胞を死滅させる治療と、がんに伴う患者の痛みや苦しみを和らげる治療を行います。

がん治療はいずれも、医師、薬剤師、看護師、あるいは放射線技師などの専門スタッフが連携して行うほか、栄養サポートチーム、感染制御チーム、緩和ケアチームなど薬剤師を含むチームでがん治療を支援しています。その他、患者の精神面をサポートする医師や薬剤師を含むチームも加わっています。

がんの治療にあたって、患者に合った抗がん薬の選択支援や患者を悩ませる抗がん薬による副作用対策を受け持っています。また、抗がん薬を安全に取り扱うために適切な管理を行うとともに、清潔な環境のもとで無菌調製します。さらにはがんによる痛みを和らげるための治療の支援など、がん治療にかかわるすべての薬に対する高度な知識・技能を持ち、つねに最新の情報を収集して安全で有効ながん薬物療法に努め、がんの薬物治療の発展を支えています。

(がん専門薬剤師制度は平成 21年11月1日より日本医療薬学会に移管)



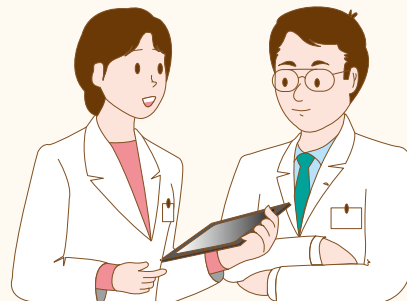
がん領域の認定・専門薬剤師の仕事は…

患者に合ったがん治療…抗がん薬の組み合わせ治療

がんの薬物治療では抗がん薬を組み合わせ、その量や期間を検討して行われています。抗がん薬を組み合わせた治療*は、がんの種類ごとに多くの治療法があります。どの抗がん薬の組み合わせ治療が最も効果があるのか、日々、世界中の多くの医療機関が患者を対象にした研究に取り組んでいます。

その役割は、抗がん薬を使う治療を始める際、医師の処方計画に対して、患者の体の状態から適切な薬が選択されているか、あるいは吐き気などの副作用を軽減する対応はできているか等を確認することです。そして、患者へ治療を始める前に、どのような抗がん薬をどのくらいの量や間隔で投与するのか、あるいは治療目的以外のどのような作用（副作用）が出るのかといった、治療の内容や薬の説明をわかりやすく行います。

※組み合わせ治療は、抗がん薬だけでなく、治療に使うすべての薬を含んだ投与計画を言います。専門用語では「レジメン」と呼ばれています。



抗がん薬を 安全に取り扱うために

抗がん薬は「もろ刃の剣」のようなもので、使用方法や取り扱いには十分な注意と厳正な管理が必要です。

患者に抗がん薬を投与する際の量や間隔は、患者の症状だけでなく、身長や体重、腎臓・肝臓の機能などをもとに決めます。患者の体調と薬の設定を照らし合わせ、最善の組み合わせ治療法であるか、副作用への対策はできているかどうかを確認します。

また、薬剤師が抗がん薬を取り扱う際には、より安全に、より清潔で正確な調製と管理を徹底して行います。



“痛み” “緩和” とは？

“緩和”とは、病気に伴う痛みや苦しみを和らげることです。

がんの患者には身体的な痛みだけでなく、日常動作の制限の悩み、精神的な痛み、経済的な悩み、価値観の変化や死生観に関する悩みなどさまざまな悩みがあります。緩和療法においても、医師、薬剤師、看護師や医療ソーシャルワーカーなどが緩和ケアチームを組んで、それぞれの得意とする専門分野で協力し合っています。場合によっては、宗教家の方々も交えて患者を精神的に支援することもあります。

また、痛みに対する薬物治療にも精通しており、身体的な苦痛を和らげるために、患者のそばに寄り添い、痛みの強さに応じた適切な薬の組み合わせを処方する医師への支援をしています。



認定申請資格

がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
- (3) 別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (4) 日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師であればこれを満たす。^{※1}
- (5) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という。）において病棟業務（薬剤管理指導業務）、抗がん薬注射剤混合調製、薬物血中濃度モニタリング、緩和ケア等の実技研修を3ヶ月以上履修していること、または、研修施設において3年以上、がん薬物療法に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定するがん領域の講習会、及び別に定める学会が主催するがん領域の講習会などを所定の単位（40時間、20単位以上）履修していること。
ただし、40時間のうち日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会12時間、6単位以上を取得すること。
- (7) がん患者への薬剤管理指導の実績50症例以上（複数の癌種）を満たしていること。
- (8) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (9) 日本病院薬剤師会が行うがん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

※1：平成33年度までに認定申請するものにあつては、従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。

（平成29年4月現在）

*申請する際は日本病院薬剤師会のホームページ(<http://www.jshp.or.jp>)内「専門薬剤師制度」のページで必ず最新の情報をご確認ください。

感染制御領域

感染制御認定薬剤師
感染制御専門薬剤師

医療関連感染を防ぐために…

病院などの医療機関には、免疫力が低下した人や乳幼児、高齢者など感染症にかかりやすい患者が多く集まっています。特に、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）などの抗菌薬耐性菌やノロおよびインフルエンザウイルスなどによる医療関連感染が大きな課題になっています。これら感染症は、細菌やウイルスなど病原体の感染に起因する病気で、他の病気と異なり伝播・伝染するという特徴があります。医療機関ではつねに感染の危険性があり、医療関連感染は医療機関内の全スタッフにとって共通の課題なのです。そこで薬剤師は、医師、看護師、臨床検査技師などと協力してチームで感染対策に取り組んでいます。

なかでも感染制御認定・専門薬剤師は、科学的根拠に基づいた感染制御（感染症の予防、治療など）に関する高度な知識・技術・実践能力を最大限に生かし、耐性菌を発生させにくい適切な抗菌薬の使い方や感染管理、環境衛生管理、感染経路の対策など、感染症薬物治療の適切かつ安全な実施に貢献しています。

また、今後は病院内だけでなく、地域医療・介護への支援活動として、感染予防の啓発などにもその活躍が期待されています。

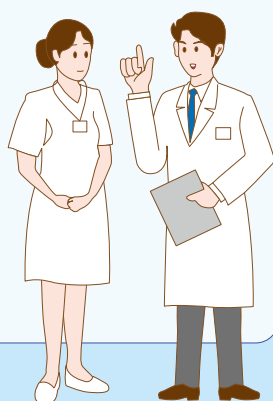


感染制御領域の認定・専門薬剤師の仕事は…

感染対策チームで病院内 巡視、病院内状況の把握 と対策を協議

常に病院内での感染症発生状況を監視し、分析・評価を行っています。医師や看護師などと一緒に病院内を巡り、消毒薬・抗菌薬の適正使用の確認や、薬物の保管状態、医療廃棄物の取り扱い、医薬品の微生物汚染対策、手指衛生など、様々な感染予防策の実施状況を確認し、各現場での問題点を抽出します。

また、感染症の発生を早期発見し、感染対策チーム内で協議し、早急な対応策を実施します。



消毒薬および抗菌薬の 適正使用の推進

消毒薬は感染症の予防に重要ですが、多くの種類があり、使用頻度も異なるので、科学的な根拠に基づいた正しい使用方法を徹底しなければなりません。

抗菌薬は適正に使用されないと十分な効果が現れません。また、抗菌薬の不適切な使用を続けると、抗菌薬が効果を示さない耐性菌が発生・増加する要因にもつながります。患者の血中濃度（血液の中の薬物濃度）や腎機能・肝機能などを考慮し、効果を最大限に、副作用を最小限にするために解析を行い、医師と協議し、使用する抗菌薬の種類、量や間隔などの処方計画を行います。

ガイドラインやマニュアル の作成

感染制御に関する専門的な知識を持った医師や看護師などと協力し、病院内での抗菌薬の使用状況、検出菌・耐性菌の状況などを分析、評価を行って抗菌薬の病院内適正使用ガイドラインを作成します。

また、医薬品の微生物汚染対策や病院内での感染発生時の対応手順など、科学的根拠に基づく院内感染対策マニュアル作成においても中心的役割を果たしています。



情報収集と評価や 指導・教育、啓発

治療や感染予防に活用するために、消毒薬・抗菌薬の臨床試験データなど適正使用に関する最新情報を収集しています。

そして患者への抗菌薬の説明や、医療スタッフへの手指衛生の徹底、消毒薬・抗菌薬の適正使用に関する研修活動を行うなど、感染制御に関する教育や啓発活動も大きな役割のひとつです。



認定申請資格

感染制御認定薬剤師認定申請資格

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
- (3) 別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (4) 日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師であればこれを満たす。^{※1}
- (5) 申請時において、引き続いて3年以上、施設内の感染対策委員会または院内感染対策チームの一員（院内感染対策チームと連携しての活動を含む）として感染制御活動に従事していること（病院長あるいは施設長等の証明が必要）。
- (6) 施設内において、感染制御に貢献した業務内容及び薬剤師としての薬学的介入により実施した対策の内容を20例以上報告できること。
- (7) 日本病院薬剤師会が認定する感染制御領域の講習会、及び別に定める学会が主催する感染制御領域の講習会などを所定の単位（20時間、10単位）以上履修していること。
- (8) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (9) 日本病院薬剤師会が行う感染制御認定薬剤師認定試験に合格していること。

※1:平成33年度までに認定申請するものにあつては、従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。

（平成29年4月現在）

感染制御専門薬剤師認定申請資格

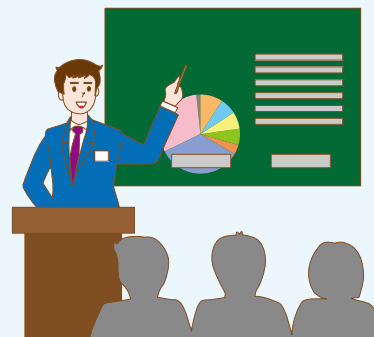
以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 申請時において、感染制御認定薬剤師あるいはICD制度協議会が認定するインフェクションコントロールドクター（以下「ICD」という。）の資格を有している者であり、かつ、ICD制度協議会に加盟している学会・研究会のいずれかの会員であること。
- (2) 日本医療薬学会、日本薬学会、日本臨床薬理学会、日本TDM学会、ICD制度協議会に加盟している学会・研究会、日本薬剤師会学術大会、関連する国際学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において感染制御領域に関する学会発表が3回以上（うち、少なくとも1回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に感染制御領域に関する学術論文が2編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）の全てを満たしていること。
- (3) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (4) 日本病院薬剤師会が行う感染制御専門薬剤師認定試験に合格していること。

（平成29年4月現在）

*申請する際は日本病院薬剤師会のホームページ

（<http://www.jshp.or.jp>）内「専門薬剤師制度」のページで必ず最新のものをご確認ください。



精神科領域

精神科薬物療法認定薬剤師
精神科専門薬剤師

患者の社会復帰までも支えるために…

精神疾患患者数は320万人であり他の4大疾患と比較して多いことから、厚生労働省は重点的に医療体制の整備に取り組んでいます。

精神科医療では、入院治療に加え、地域において自立して社会生活を行うことを目的とした治療がすすめられており、医療と福祉の連携が不可欠となっています。

精神科薬物療法認定薬剤師・精神科専門薬剤師は、精神疾患（統合失調症をはじめ、うつ病や神経症など）に対して、高度な知識と多くの臨床経験をもって、精神科薬物治療が安全かつ適切に行えるように、患者の入院中の治療から、さらに退院後の社会復帰まで支援しています。そして、医師や看護師などの医療スタッフや家族そしてホームヘルパーなどの地域スタッフに対しても情報提供するなど、薬物治療の専門職としてチーム医療を支えています。また、自殺の原因ともなる、うつ病対策、薬物乱用防止活動、認知症への対応など、精神科医療にかかわる社会的問題に対しても薬物治療の専門家としての役割を担っています。

このように、より質の高い最適な精神科医療を実践し、国民の精神保健福祉を支援することを目標として活動しています。



精神科領域の認定・専門薬剤師の仕事は…

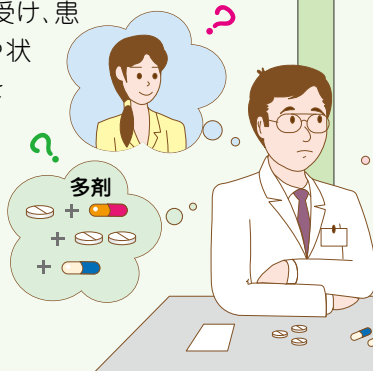
100 人に 1 人の割合で発症する統合失調症を例にご紹介します

患者に合った薬…

薬物治療の最適化を推進

日本の統合失調症に対する薬物治療の特徴は、海外の多くの国に比べ「薬剤を少しずつ組み合わせしていくつも併用する、いわゆる多剤併用投与の多さ」です。それは、病気の原因と考えられているドーパミン（神経伝達物質）の過剰な働きを抑え込むとしたためですが、抗精神病薬の多剤併用投与は、副作用や相互作用のリスクが高くなるといわれています。しかし、最近では抑え込むのではなく、ドーパミン神経の機能回復を治療の目的とし、薬物治療はそれを支援するものと考えられるようになりました。

こうした治療変化を受け、患者一人ひとりの症状や状況に合った薬物治療を患者と医療スタッフの双方に提案し、薬物治療の最適化（単剤化など）に取り組んでいます。



安全な治療のために…

副作用の予防・早期発見

精神疾患治療薬は、患者の身体に好ましくない影響をもたらすことがあります（副作用）。それを予測して、対処法を医師、患者の双方に提案するのは重要な仕事です。

抗精神病薬の副作用には、血糖値の上昇や体重増加などのほか、最も発現率が高いものに、錐体外路症状（神経の働きが悪くなり、上手に体の動きをコントロールできなくなる症状）があります。このような副作用は、服薬を中断する大きな要因になる場合があります。

また、副作用の予防や早期発見のために、運動機能に生じる副作用を評価尺度を用いて患者に直接ふれて確認したり、検査に必要な薬剤が投与された場合には、検査実施のサポートもしています。



薬物治療のアドバイザー

統合失調症の患者は、服薬アドヒアランスの低下が大きな問題となっています。アドヒアランスとは、患者が積極的に治療方針の決定に参加して治療を受けることです。

したがって、精神疾患の患者が安心して治療を継続できるように、薬物治療を受ける際の疑問や不安の解消に努めることが重要です。

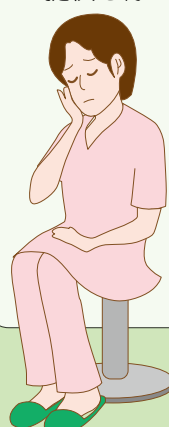
患者と良好なコミュニケーションをとり、患者の積極的な治療参加を促し、安心して服薬できるように支援しています。



社会復帰を支援

精神疾患の薬物治療は、退院後も継続する必要があります。入院中から患者の退院後の生活を見据え、退院後も安心して服薬が継続できるように、患者一人ひとりの生活スタイルに合わせた、適切でより効果的な薬物治療の提供を行っています。

また、家族など身近な援助者や周辺地域に対しても情報提供を行い、精神疾患の患者の社会復帰を支援しています。



認定申請資格

精神科薬物療法認定薬剤師認定申請資格

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
- (3) 別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (4) 日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師であればこれを満たす。^{※1}
- (5) 申請時において、精神科を標榜する病院または診療所もしくは精神科の処方せんを応需している保険薬局に勤務し、精神科薬物療法に引き続いて5年以上直接従事していること（所属長の証明が必要）。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定する精神科領域の講習会、及び別に定める学会及び団体が主催する精神科領域の講習会などを所定の単位（40時間、20単位）以上履修していること。
- (7) 精神疾患患者に対する指導実績が50症例以上（複数の精神疾患）を満たしていること。
- (8) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (9) 日本病院薬剤師会が行う精神科薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

※1：平成33年度までに認定申請するものにあつては、従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。

（平成29年4月現在）

精神科専門薬剤師認定申請資格

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 申請時において精神科薬物療法認定薬剤師であり、かつ、日本精神神経学会、日本神経精神薬理学会、日本臨床精神神経薬理学会、日本生物学的精神医学会、日本病院・地域精神医学会、日本社会精神医学会、日本老年精神医学会、日本精神科救急学会、日本認知症学会のいずれかの会員であること。
- (2) 日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会学術大会、上記精神科領域の学会、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、精神科領域に関する学会発表が3回以上（うち、少なくとも1回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に精神科領域の学術論文が2編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）の全てを満たしていること。
- (3) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (4) 日本病院薬剤師会が行う精神科専門薬剤師認定試験に合格していること。

（平成29年4月現在）

*申請する際は日本病院薬剤師会のホームページ(<http://www.jshp.or.jp>)内「専門薬剤師制度」のページで必ず最新のものをご確認ください。

妊婦・授乳婦領域

妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師
妊婦・授乳婦専門薬剤師

母体と胎児・乳児の健康と安心を支えるために…

妊娠、授乳期の女性は胎児・乳児の命を育むために、生理的・身体的に大きな変化を経験します。合併症を有する妊婦・授乳婦が健康に生活できることは、本人ばかりでなく胎児・乳児の健康に対しても大変重要なことです。

母体に使用された薬は、胎盤を介して胎児へ移行するため胎児への影響を慎重に判断する必要があります。しかし、倫理的な配慮から研究自体が少なく医療関係者でも判断が困難になることがあり、結果として十分な説明が得られないまま不安になる妊婦も少なくありませんでした。また、母乳が栄養学的に優れているだけでなく、乳児の感染予防、生活習慣病予防に良い影響をもたらすことが明らかとなり世界的に母乳保育が推奨されています。しかし、母乳に移行した薬が乳児に及ぼす影響を評価した研究自体が少なく、母乳保育を自信を持って推奨できずにいる医療関係者や、母乳で育てたいとの思いを断念する女性が少なくありません。

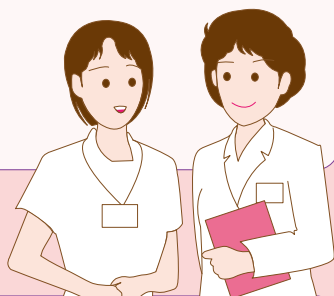
そのため、認定・専門薬剤師は、国内外の最新かつ網羅的な医薬情報を調査・評価するとともに、自らも胎児曝露データの疫学研究や母乳中薬物の解析研究を行って判断根拠を構築し、産婦人科医、小児科医、原疾患の主治医、助産師と連携して、最善の薬物療法を提案する役割を担っています。また、妊婦・授乳婦の薬への不安を解消して、母児の安心と健康を支援するための妊婦・授乳婦カウンセリングを担当しています。



妊婦・授乳婦領域の認定・専門薬剤師の仕事は…

情報調査と薬学的評価に基づく医師との協働

薬の有効性と安全性は、治験において研究され情報が添付文書に反映されます。しかし、妊婦・授乳婦への薬物療法に関しては、胎児毒性、乳児毒性が未知なため倫理的配慮から治験が実施されません。このため胎児・乳児における安全性データは極端に不足している状況があります。そのため国内外の文献調査、製薬企業や厚生労働省等のデータを収集し、最新かつ網羅的な医薬情報の中から、母体の疾患治療に有効で、胎児・乳児への安全性が高い薬を選択する正確な判断根拠を医師や相談者に提案する役割を担っています。



授乳婦服薬カウンセリング

母乳栄養は、母児の健康に大きなメリットがあります。しかし、薬を使用中のため、母乳経路で乳児が摂取する薬の影響を心配して、授乳を断念する女性も少なくありません。

母乳中への薬物・代謝物の移行や経時変化、新生児の薬物クリアランスなどを評価して、産婦人科医、小児科医に実在するリスクの有無や程度をもとに母乳育児の可能性を提案して、授乳に関する医療職のコンセンサスを形成することは、役割の一つです。コンセンサスに基づいて、授乳婦へのカウンセリングを担当し、母乳育児の乳児メリットと母乳に移行した薬物の乳児リスクの有無や程度を説明し、相談者の意思決定を支援します。わずかなリスクが否定できないケースでは乳児評価も行っておりリスク回避に取り組みます。

妊婦服薬カウンセリング

何らかの疾患を有する女性が妊娠することは稀ではありません。十分な情報と分かりやすい解説を提供するとともに、妊婦の不安にこたえるためのカウンセリングを実施することは重要な仕事となります。妊娠・出産に関連するベースラインリスクと比較して、薬のリスクが実在しないこと、リスクが存在するとすれば何%なのか、健常児を得る確率は変わらないのか等、リスクコミュニケーションスキルは多様ですが、妊婦の安心と母児の健康のために、妊娠・出産と薬に関連した相談者の意思決定を支援します。

また、妊娠と気付かずに妊娠初期の胎児過敏期に薬を使用し、不安なあまり妊娠の継続を躊躇する女性にも、実在するリスクの有無を客観的に解説して、無用な不安の解消につながるカウンセリングを担当しています。



胎児薬物曝露例の疫学研究 母乳移行薬物の解析研究

製薬企業にとっても処方医にとっても、妊婦・授乳婦への薬物療法による胎児・乳児への影響を判断するための情報は不足しています。薬剤師自らがカウンセリングを担当した妊婦の同意を得て、出産結果を集積して疫学研究を実施したり、授乳婦の同意を得て母乳サンプルを解析して薬物移行性の評価を行うことが必要な現状があります。妊婦・授乳婦専門薬剤師は医療現場の科学者の一人として、薬の専門家として、母児の健康につながる臨床判断ができるような研究を担っています。



認定申請資格

妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
- (3) 別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (4) 日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師であればこれを満たす。※1
- (5) 申請時において、病院または診療所に勤務し、妊婦・授乳婦の薬剤指導に引き続いて3年以上従事していること（所属長の証明が必要）。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という。）において、「模擬妊婦・模擬授乳婦とのロールプレイ」を含めたカウンセリング技術等や、情報評価スキルの確認トレーニング等の実技研修を40時間以上履修していること、または研修施設において3年以上、妊婦・授乳婦の薬剤指導に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (7) 日本病院薬剤師会が認定する妊婦・授乳婦領域の講習会、及び別に定める学会が主催する妊婦・授乳婦領域の講習会などを所定の単位（20時間、10単位）以上履修していること。
- (8) 妊婦・授乳婦の薬剤指導実績が30症例以上（複数の疾患）を満たしていること。
- (9) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (10) 日本病院薬剤師会が行う妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

※1：平成33年度までに認定申請するものにあつては、従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。

（平成29年4月現在）

妊婦・授乳婦専門薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 申請時において妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師であり、かつ、日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本先天異常学会のいずれかの会員であること。
- (2) 日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会学術大会、上記妊婦・授乳婦領域の学会、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、妊婦・授乳婦領域に関する学会発表が3回以上（うち、少なくとも1回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に妊婦・授乳婦領域の学術論文が2編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）の全てを満たしていること。
- (3) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (4) 日本病院薬剤師会が行う妊婦・授乳婦専門薬剤師認定試験に合格していること。

（平成29年4月現在）

*申請する際は日本病院薬剤師会のホームページ(<http://www.jshp.or.jp>)内「専門薬剤師制度」のページで必ず最新のものをご確認ください。

HIV 感染症領域

HIV 感染症薬物療法認定薬剤師
HIV 感染症専門薬剤師

服薬アドヒアランスを高め、薬を安全に使用するために…

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）感染によって発症する後天性免疫不全症候群（AIDS）による死亡者数は、1990年代の終わりに登場した多剤併用療法によって著しく減少しました。その後、新薬の開発は続き、服薬回数や1回に服用する錠数の減少、副作用発現率も低下し、治療は急速に、かつ着実に進歩を遂げています。

しかし現在の治療法では、ウイルスを体の中から完全に排除することができないため、患者は一生薬を飲み続ける必要があります。さらに、治療を成功させるためには100%近い服薬率を保つことが必要とされており、長期にわたって高い服薬率を維持することが重要です。患者が積極的に治療に参加し、自らの意志で服薬を続けること、つまりアドヒアランスが成功の鍵を握っています。そのためには、高いコミュニケーション技術と、きめ細かい服薬援助が求められます。

急速な進歩を遂げた抗HIV薬ですが、国内では治験を実施するための患者数を確保することが難しいことから、日本人での治験が行われず、海外で実施された臨床試験の結果を審査し、迅速承認されています。したがって、海外の最新情報を収集・確認しながら、薬物動態や副作用、相互作用に注意して、薬を安全に使用できるよう、チームの一員として患者を支える必要があります。

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）感染の研究



HIV 感染症領域の認定・専門薬剤師の仕事は…

最適な治療に貢献し、薬物療法を有効かつ安全に行う

国内治験が行われていない抗HIV薬を有効かつ安全に使用するためには、企業から提供される情報のみならず、海外の最新情報を収集する必要があります。また、抗HIV薬は多剤併用療法が行われるため、日和見感染症治療薬や既存の疾患治療薬との薬物相互作用の確認は重要です。薬物相互作用は治療効果にも影響を及ぼす可能性があり、薬剤個々の薬物動態を十分に把握した上で、必要に応じて適切な薬剤の用量調節や代替薬の提案を行っています。現在多くの病院では、医師が抗HIV薬を処方する前に薬剤師が患者と面談し、患者のライフスタイルなどを確認しながら薬剤情報を提供しています。患者の希望する薬剤の組み合わせについて相談した上で、その結果を医師に情報提供するなど、処方支援を行っています。



アドヒアランスを高める服薬援助

「アドヒアランス」という概念が、広く世界で、また日本で知られるようになった要因のひとつに、HIV感染症診療があげられます。HIV感染症患者への服薬援助は、大きく分けて、処方決定前、服薬開始前、服薬開始後、服薬継続期の4つの時期に介入します。服薬アドヒアランス不良の要因としては、病気や服薬意義の理解低下、副作用、ライフスタイルと服薬のタイミング（食事、就労など）が合わない、服用量や服用回数が多い、周囲のサポートが得られないなどがあげられます。薬の知識だけでなく、患者の自己決定を尊重した高いコミュニケーション技術を用い、保険薬局薬剤師とも連携し、多職種チーム医療で問題解決に挑みます。

社会的問題、医療制度や予防啓発にも精通

HIV感染症は多くの社会的問題を含んでいます。HIV感染症の治療を患者支援の立場から行う際、薬害エイズや人権問題など、社会的な問題や背景を理解することが重要です。また、HIV感染症治療に関連する医療制度や社会資源に関する知識も求められます。HIV感染症の認定は保険薬局薬剤師も取得が可能です。患者の服薬援助とともに、学校教育におけるHIV感染症に関する正しい知識の教育や予防啓発なども、保険薬局薬剤師に期待されています。



認定申請資格

HIV感染症薬物療法認定薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
- (3) 別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (4) 日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師であればこれを満たす。^{※1}
- (5) 申請時において、病院または診療所もしくは保険薬局に勤務し、HIV感染症患者に対する指導に引き続いて3年以上従事していること（所属長の証明が必要）。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という）において、HIV感染症関連の実技研修を16時間以上履修していること、または、研修施設において3年以上、HIV感染症患者に対する指導に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (7) 日本病院薬剤師会が認定するHIV感染症領域の講習会、及び別に定める学会が主催するHIV感染症領域の講習会などを所定の単位（10時間、5単位）以上履修していること。
- (8) HIV感染症患者に対する指導実績が30症例以上を満たしていること。
- (9) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (10) 日本病院薬剤師会が行うHIV感染症薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

※1：平成33年度までに認定申請するものにあつては、従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。

（平成29年4月現在）

HIV感染症専門薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 申請時において、HIV感染症薬物療法認定薬剤師であり、かつ、日本エイズ学会の会員であること。
- (2) 日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会学術大会、日本エイズ学会、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、HIV感染症領域に関する学会発表が2回以上（うち、少なくとも1回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にHIV感染症領域に関する学術論文が1編以上（筆頭著者）の全てを満たしていること。
- (3) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (4) 日本病院薬剤師会が行うHIV感染症専門薬剤師認定試験に合格していること。

（平成29年4月現在）

*申請する際は日本病院薬剤師会のホームページ(<http://www.jshp.or.jp>)内「専門薬剤師制度」のページで必ず最新のものをご確認ください。

認定・専門薬剤師の認定者数

一般社団法人日本病院薬剤師会

平成29年4月現在

	認定者数合計(名)
がん薬物療法認定薬剤師	1052
感染制御認定薬剤師	920
感染制御専門薬剤師	256
精神科薬物療法認定薬剤師	212
精神科専門薬剤師	46
妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師	136
妊婦・授乳婦専門薬剤師	9
HIV感染症薬物療法認定薬剤師	80
HIV感染症専門薬剤師	24

各関連学会等の認定制度(参考)

- 研修認定薬剤師
 - ・日本薬剤師研修センター
- 漢方薬・生薬認定薬剤師
 - ・日本生薬学会/日本薬剤師研修センター
- 指導薬剤師/認定薬剤師/がん指導薬剤師/がん専門薬剤師/薬物療法指導薬剤師/薬物療法専門薬剤師
 - ・日本医療薬学会
- 指導薬剤師/認定薬剤師/認定CRC
 - ・日本臨床薬理学会
- 緩和薬物療法認定薬剤師
 - ・日本緩和医療薬学会
- 抗菌化学療法認定薬剤師
 - ・日本化学療法学会
- 栄養サポートチーム専門療法士
 - ・日本静脈経腸栄養学会
- インфекションコントロールドクター
 - ・ICD制度協議会
- 認定師/在宅褥瘡予防・管理師
 - ・日本褥瘡学会
- 医療情報技師
 - ・日本医療情報学会
- 糖尿病療養指導士
 - ・日本糖尿病療養指導士認定機構
- 救急認定薬剤師
 - ・日本臨床救急医学会
- 在宅療養支援認定薬剤師
 - ・日本在宅薬学会
- 小児薬物療法認定薬剤師
 - ・日本小児臨床薬理学会/日本薬剤師研修センター
- 医薬品情報専門薬剤師
 - ・日本医薬品情報学会
- 外来がん治療認定薬剤師
 - ・日本臨床腫瘍薬学会
- 腎臓病薬物療法認定薬剤師/腎臓病薬物療法専門薬剤師
 - ・日本腎臓病薬物療法学会
- 認定クリニカル・トキシコロジスト
 - ・日本中毒学会
- リウマチ財団登録薬剤師
 - ・日本リウマチ財団
- 骨粗鬆症マネージャー認定
 - ・日本骨粗鬆症学会
- プライマリ・ケア認定薬剤師
 - ・日本プライマリ・ケア連合学会
- スポーツファーマシスト
 - ・日本アンチドーピング機構
- 認知症研修認定薬剤師
 - ・日本薬局学会
- 認定医薬品安全性指導者/医薬品安全性専門薬剤師
 - ・日本医薬品安全性学会
- 災害医療認定薬剤師
 - ・日本集団災害医学会
- 糖尿病薬物療法認定薬剤師/糖尿病薬物療法准認定薬剤師
 - ・日本くすりと糖尿病学会
- 高齢者薬物治療認定薬剤師/高齢者薬物治療専門認定薬剤師
 - ・薬局共創未来人財育成機構
- 老年薬学認定薬剤師
 - ・日本老年薬学会
- 周術期管理チーム認定薬剤師
 - ・日本麻酔科学会
- NR・サプリメントアドバイザー
 - ・日本臨床栄養協会

認定・専門薬剤師が活躍できる医療現場をめざして

■ 薬剤師教育が変わりました

大学での薬剤師教育は、平成18年4月より6年制になりました。従来の基礎薬学に重点が置かれた教育から、さらに病院や薬局での実務実習が必須化され、医療現場に即した教育などが充実されてきています。医師と同様に6年間の教育を経て卒業してきた薬剤師は、従来にも増して患者に寄り添った貢献ができるはずです。

■ 認定・専門薬剤師の役割は、チーム医療の中で重要です

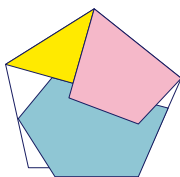
現在、医師や看護師不足が叫ばれています。医師が医療のすべてを担うには限界があり、チーム医療の中で医療スタッフがそれぞれ責任を分担する時代がきています。認定・専門薬剤師は、その専門領域の薬のエキスパートとしての活躍が期待されています。

例えば、薬物治療の安全と質を確保する上で、血液の中の薬物濃度をモニターしたり、心電図に影響を及ぼす薬剤の使用中には心電図検査をモニターするなど、患者の状態を確認し、治療にかかせない情報を集めることもできます。また、抗がん薬の投与設計や用量の増減などについても責任を持って行う能力を備えています。多くの病院では、医師と協力して、がん化学療法の説明を実施しています。薬にかかわることは、薬剤師が責任を持って行っています。

■ 医療をより充実させるために

毎年、多くの薬剤師が誕生していますが、医療経済環境の厳しさから病院への配置は抑えられ、病院薬剤師の人員が不足しています。そのため、専門資格を取ってもその専門領域に集中できないという現実があります。認定・専門薬剤師にその能力を発揮させるには、薬剤部門の人員の充実も大きな課題です。

今後、より一層の認定・専門薬剤師が活躍できる医療現場になることを願っています。



< 発行 >

一般社団法人

日本病院薬剤師会

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会長井記念館8階

TEL.03-3406-0485 FAX.03-3797-5303

URL:<http://www.jshp.or.jp/>

< 企画・編集 > 一般社団法人 日本病院薬剤師会 広報・出版部